

中国法の法制度(2)「対外貿易法」

富山県貿易・投資アドバイザー 梶田幸雄

はじめに

対中事業展開を行う中で、はじめに検討されるのが一般商品貿易、いわゆるモノの貿易であろう。モノの貿易は、WTO加盟に伴う約束表の分類基準からすると、(1)貿易権、(2)輸入規制(関税化、割当、アンチダンピング、セーフガード)、(3)輸出規制、(4)モノの貿易に影響を与える国内政策(補助金、基準認証、植物検疫・衛生措置など)に分けられる。

今回は、対中事業展開のうち、中国企業を取引先とした貿易を行なう場合、(1)如何なる点に留意する必要があるのか、(2)中国の対外貿易のルールを規定する法の内容および課題について概説する。

1. 貿易取引上の留意点

中国企業と取引を始める際に、第一に確認する必要があるのが相手企業に貿易権があるか否かである。第二には、貿易規制(輸出入規制)の有無である。この留意点とは、如何なることなのか。次に紹介するとおりである。

(1) 貿易権

中国における貿易権は、従来は国家独占であったものが、現在は、大企業に限られるが、すでに数10の私営企業にも与えられている。現状では、許可制であるが、届出制にする計画である。すべての私営企業にも貿易権が付与されることになると、外国にとっては対外貿易のチャンスが増えることになる。一方、生産委託方式で中国との取引を行っている日本の中小企業にとっては、些かの脅威が生じることにもなるであろう。日本で企画した商品の生産を中国の工場に生産委託しているところ、当該中国工場が自ら貿易権を取得すると、日本のユーザーと直接取引を行おうとするアプローチが生じると考えられるからである。

ただ、すべて企業の貿易権が認可されているわ

けではないので、取引相手先に貿易権があるか否かを確認する必要がある。

(2) 輸入規制、輸出規制

貿易権とともに大きな問題として、非関税措置による輸入規制および輸出規制の問題がある。関税化は、関税率の低下という側面で進展している。しかし、数量制限、原産地証明、アンチダンピングなどの問題が存在する。また、輸出入規制といえるのか否かについては、議論もあろうが、貿易実務上の問題としては、「輸出入商品検査法」が問題となるだろう。品質の評価基準が明らかであるとはいえないところ、品質をめぐるトラブルが最も多い。今後、法改正や法の適用基準の明確化が図られることになる。

2. 対外貿易法の改正について

2004年4月6日に対外貿易法の改正案が採択され、7月1日から施行された。対外貿易法がはじめに制定されたのは、10年前の1994年である。10年ぶりに改正が行われたわけである。

(1) 対外貿易法改正の主な内容

中国は、対外貿易法の改正により、WTOの規則に従い、「権利の享受と義務履行の均衡」の原則に基づき、貿易の公平性と透明性についての整備を進めたとしている。

新法は、第1章総則、第2章対外貿易経営者、第3章貨物輸出入および技術輸出入、第4章国際サービス貿易、第5章対外貿易とかわる知的所有権の保護、第6章対外貿易秩序、第7章対外貿易調査、第8章対外貿易救済、第9章対外貿易促進、第10章法律責任、第11章付則の全11章からなる。

大きく改正された部分は、第一に、(1)制限されていた対外貿易経営権の範囲を緩和、個人・企業の区別なく貿易業務が開放され、許認可制度は届

出制となること、第二に、(2)知的所有権に関する1章が追加され、権利侵害する貿易行為の防止を明記したことであろう。

対外貿易法の主な改正内容は、以下のとおりである。

- (1) 自然人(個人)が対外貿易経営活動することを許可(8条)

2004年3月の全国人民代表大会の席上において、「公民の適法な私有財産は侵されない」とした憲法改正が行われた。これには私営企業の興隆という事実と、この私営企業による経済活性化という事実があるからである。私営企業数は244万社(2002年末)、GDPへの寄与度は3分の1超といわれる。WTO加盟承認にかかわる米中合意の中で、米国は農業分野についても中国の農民が対外貿易権を取得できるように要請していたところである。

- (2) 貨物(モノ)・技術輸出入経営権の許認可を取消、届出制にする(9条1項)

これについては、中国のWTO加盟議定書第5.1条およびWTO加盟作業部会報告書第84(a)において中国が承諾したものである。中国はWTO加盟後3年以内に対外貿易権の許認可を取消し、モノの貿易と技術貿易の対外貿易権を開放するとしていた。

- (3) 国は、一部貨物(モノ)の輸出入について国営貿易管理を実行する(11条)

GATT(1994)第17条およびサービス貿易協定第8条の規定により、締約国は国際貿易について国営貿易を実行することが認められることがある。一部分野のモノの貿易については、特定の輸出入企業(国営企業)に経営を委ねる。

- (4) 一部の貨物(モノ)・技術については、輸出入について自動許可制を採用する(15条)

- (5) 知的所有権保護および知的所有権に対する違法行為・侵害に対する処罰の強化する(31条)

旧法にはなかった知的所有権の保護につき第5章の1章を設け、29条で保護を、30条で侵害行為の排除措置を規定した。中国政府は、2004年4月21日、ワシントンで開催された米中通商閣僚会議で、知的財産権の侵害に対する罰則を2004年末までに厳しくし、海賊版の

ソフトや工業製品の製造販売など違法行為を大幅に減らすことを公約した。これも新法の履行、実効性を高めるための約定といえるだろう。

- (6) その他

以上のほかに、輸出入経営秩序維持の強化、中小企業による対外貿易の支持・促進、対外貿易調査、救済などについて規定している。

(2) 対外貿易法改正に伴う外国企業への影響および残る課題

新法5条は、中国は加入している関税条約や自由貿易協定などの締約国と平等互惠の原則に基づき対外貿易を発展、促進させる(第5条)としている。旧法には、このような多国間協定に言及する条文はなかった。

中国のWTO加盟は、アジア地域、特にASEANやAPEC加盟国にプラスに作用する。すなわち、地域の経済統合、域内経済・貿易・投資の拡大に有利であると考えられ、多角的経済協議が一層円滑になるものと期待されたからである。新法5条でもこのような傾向が反映されたといえる。

2004年4月21日にワシントンで米中通商閣僚会議が開催された。この会議の席上、中国は、外国企業が自社製品を中国に直接輸出する権利を2004年7月1日付けで認めることを約束した。今後、対外貿易法の立法趣旨に基づき、このような中国政府による国内市場の開放、自由化が進展するものと考えられる。

(3) 対外貿易法改正によっても残る課題

上述のとおり、中国は、国内市場を開放し、自由競争を促進しようとする方針を採ろうとしているということはいえる。しかし、この場合、中国にとって悩ましい矛盾が存在する。すなわち、(1)市場の公正な競争を維持し、知的所有権を保護し、対外貿易の調査・救済を行いつつ、国内の産業の利益を如何に保護するか、(2)公開、透明を確保しつつ、如何に政府の管理機能を維持するか、(3)対外貿易の権利と義務を如何に調整するかということである。

今後、新対外貿易法を一層、実行効果があるものにするためには、第一に、(1)国内法の整備、とりわけ独占禁止法の制定が必要であり、第二に、(2)政府部門、とりわけ地方政府の意識改革、WTO加盟の精神の教育が必要である。